

平成31（令和元）年度 地方税制改正（案）について

1 個人住民税

(1) 住宅ローン控除の拡充

- 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長。
- 11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。
 - ・10年目まで 住宅ローン年末残高の1%
 - ・11年目以降 各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除
 - ①建物の購入価格の2/3%
 - ②住宅ローン年末残高の1%
- 上記の改正により延長された控除期間（11年目～13年目）において、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除する。

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	平成26年4月～令和3年12月	↓今回の改正
		令和元年10月～令和2年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	13年

- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんされる。

(2) 個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。（令和3年度から適用）

<個人住民税の非課税の範囲>

現行	改正後（令和3年度～）
障害者、未成年者、寡婦又は寡夫	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫、 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者
前年の合計所得金額が125万円以下	前年の合計所得金額が135万円（※）以下

※合計所得金額の要件は、平成30年度税制改正による

(3) ふるさと納税制度の見直し

個人住民税における地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の見直しを行う。

- 総務大臣は、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとする。
 - (ア) 寄附金の募集を適正に実施すること。
 - (イ) 返礼品を送付する場合には、(ア) 及び以下のいずれも満たすこと
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること
- 令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

2 車体課税の見直し

(1) 軽自動車税環境性能割

- 納税義務者 …… 軽自動車の主たる定置場所在地において軽自動車を取得した者
- 課税主体 …… 市町（※当分の間、県が賦課徴収を行う。）
- 課税標準 …… 軽自動車の取得価額（免税点：50万円）
- 徴収方法 …… 申告納付
- 徴収取扱費 …… 市町は徴収金の一定割合（5%）等を徴収取扱費として県に交付
- 税率

区 分		自家用		営業用
		R1.10～R2.9 〈臨時的軽減措置〉	R2.10～	
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制からNOx10%低減達成）		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度燃費基準+20%達成			
	2020年度燃費基準+10%達成			
	2020年度燃費基準達成			
	2015年度燃費基準+10%達成	1%	1%	
上記以外		1%	2%	2%

※ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件：H30 規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17 規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。

- 臨時的軽減措置による地方税の減収額は、全額国費で補てんされる。

(2) 自動車税環境性能割市町交付金

自動車取得税市町交付金は令和元年10月1日から廃止となり、新たに自動車税環境性能割市町交付金が創設される。

<交付率の見直し>

	自動車取得税交付金	自動車税環境性能割交付金	
		R1～R3 年度	R4 年度～
交付率	66.5%	44.65% (改正前 61.75%)	40.85% (改正前 61.75%)

交付率は、法定のものに政令で定める率（95%）を乗じたもの。

(3) 軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

【改正前】

取得期間：H30.4.1～H31.3.31
 軽課年度：令和元年度（取得の翌年度のみ）

【改正後】

取得期間：R3.4.1～R5.3.31
 軽課年度：令和4年度、令和5年度
 （取得の翌年度のみ）

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020 年度燃費基準+10%達成	25%軽減



区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準+30%達成	軽減なし
2020 年度燃費基準+10%達成	軽減なし

※令和1,2年度取得分については、現行の特例措置を延長する。

3 国民健康保険税

（令和元年度から適用）

(1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の見直し

基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引上げ。

項 目	課 税 限 度 額	
	平成 30 年度	改正後
基礎課税額	580,000 円	610,000 円
後期高齢者支援金等課税額	190,000 円	左 同
介護納付金課税額（40～60 歳）	160,000 円	左 同
合 計	930,000 円	960,000 円

(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準額の見直し

- 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を28万円（現行27万5千円）に引上げ。
- 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を51万円（現行50万円）に引上げ。

基準額	軽減判定所得	
	平成30年度	改正後
7割軽減	基礎控除額 33万円	左 同
5割軽減	基礎控除額 + 27.5万円×被保険者数	基礎控除額 + 28万円×被保険者数
2割軽減	基礎控除額 + 50万円×被保険者数	基礎控除額 + 51万円×被保険者数